



TOPICS

1. 米国連邦倒産法第15章手続における外国法に基づく否認権行使の可否～控訴審における判断
2. 国際倒産案件における礼讓の重要性（その1）
3. 国際倒産案件における礼讓の重要性（その2）
4. 《シリーズ中国倒産法》現在の中国破産法の立法背景と導入について

米国連邦倒産法第15章手続における外国法に基づく否認権行使の可否～控訴審における判断

米国外の倒産手続（以下「外国倒産手続」）が、国際倒産手続に関する規定を定める米国連邦倒産法第15章（チャプター15）に基づき外国主手続（main proceeding）として承認された場合、当該外国倒産手続の外国管財人には、米国連邦倒産法上の管財人に付与されているのと同様の権限のいくつかが与えられます。付与されない権限としては、例えば、米国連邦倒産法に基づく否認権（申立前の偏頗的又は詐欺的財産移転を否認する権利）があり、チャプター15において、米国連邦倒産法に基づく否認権は、当該外国債務者について米国連邦倒産法第7章又は第11章（チャプター7又はチャプター11）手続が開始されているのでない限り付与されるものではないとする規定があります（以下「本規定」）。

本規定が、外国管財人による米国連邦倒産法に基づく否認権行使を排除するものであることは明らかどころ、外国法に基づく否認権の行使までも排除するという趣旨であるのかは、本規定の文言からは必ずしも明らかではありません。

この点、チャプター15手続における外国管財人の外国法（自国の法）に基づく否認権の行使の可否が争われた事案（Condor Insurance Limited 事件）において、ミシシッピ州連邦地方裁判所は、本規定は外国法に基づく否認権の行使も含めて排除する趣旨であると解釈し、外国

債務者についてチャプター7又はチャプター11手続が開始されているのでない限り、外国管財人には、外国法に基づく米国連邦倒産法に基づくとを問わず否認権が付与されるものではないと判断しました。<sup>1</sup>

かかる判断は、2010年3月、当該事件の控訴審である第5巡回区控訴裁判所において覆されました。<sup>2</sup>控訴裁判所は、米国と外国との国際倒産手続の連携促進というチャプター15の趣旨、裁判所に外国管財人を支援する権限を与えているチャプター15の構造等に照らして本規定を解釈し、本規定は、外国法に基づく否認権の行使までも排除するものではない（付与される権限として除外されるのは本規定に明記されている米国連邦倒産法に基づく否認権のみであり、本規定に明記されていない外国法に基づく否認権は除外の対象には含まれない）、との判断を示しました。なお、チャプター15の前身である旧米国連邦倒産法304条時代の判例において外国法に基づく否認権が認められていたことも、上記判断の裏付とされました。

<sup>1</sup> *Fogerty v. Condor Guaranty, Inc. (In re Condor Insurance Limited (in Official Liquidation))*, 2009 WL 321627 (S.D. Miss. Feb. 9 2009) （本ニュースレター2009年12月号 Topic 3 参照）

<sup>2</sup> *Fogerty v. Petroquest Resources, Inc (In re Condor Insurance Limited)*, 601 F.3d 319 (5<sup>th</sup> Cir. 2010), reversing *Fogerty v. Condor Guaranty, Inc. (In re Condor Insurance Limited (in Official Liquidation))*, 411 B.R. (S.D. Miss 2009)

本件判断により、外国管財人がチャプター7 又はチャプター11 手続を開始せずともチャプター15 手続において外国法に基づく否認権の行使が可能であることが示されました。本件は、チャプター15 の条文の解釈についての控訴審における初の判断ということから注目されましたが、外国管財人が外国債務者の米国における財産を保全するための有益な手段が追加されることになった、という点からも注目すべき判断であるといえるでしょう。

## 国際倒産案件における礼譲の重要性（その1）

礼譲(Comity)の概念は、アメリカの裁判所が外国裁判所の判断を承認し執行するための手続において、重要な判断基準の役割を果たしてきました。具体的には、1895年の連邦最高裁判所の判決<sup>3</sup>にて「管轄権のある外国裁判所により正式な手続が行われ、かつ当事者に内国民たると外国国民たるとを問わず平等に手続参加の機会が保障された上で下された判断は、アメリカの裁判所によりアメリカ国内で執行することができる」という礼譲に関する一般則が述べられています。この礼譲の概念が国際倒産の分野でどのように機能し、外国での倒産手続の効力がどのようにアメリカ国内に及ぶかという点につき、2010年にニューヨーク州倒産裁判所で2つの判断が出ました<sup>4</sup>ので、本稿にてご紹介します。

1つ目の Metcalfe 社の事案は、カナダの倒産裁判所で認可された再建計画の一部をアメリカの倒産裁判所がチャプター15 手続において承認したことにより、実質的には外国判決としての承認を受けたと言えるものです。

Metcalfe 社はカナダ国内で、資産担保コマーシャルペーパー (Asset-Backed Commercial Paper、以下「ABCP」) の発行体として設立された会社です。ABCP は調達した資金により投資する対象である不動産や事業収益たる各種債権を裏付資産として発行される短期証券で、通常の公社債よりも利回りが良い金融商品として活用され、数十億ドルという大規模な市場を築き上げていました。

<sup>3</sup> Hilton v. Guyot (*United States Report*, vol. 159, p.113)

<sup>4</sup> In re Metcalfe & Mansfield Alternative Investments (*Bankruptcy Reporter*, vol. 421, p. 685) 及び In re Lehman Brothers Holdings, Inc. (*Bankruptcy Reporter*, vol. 422, p. 407)

ところが2007年8月13日の週に入り、アメリカのサブプライムローン危機をきっかけに投資家が証券の裏付資産の価値に対して重大な懸念を抱くようになり、ABCP の購入を控える動きが広がって Metcalfe 社等 ABCP の発行会社の資金調達に重大な支障を生じたため、カナダの ABCP 市場は機能不全に陥りました。8月14日には、大手銀行等主要な ABCP 市場の投資家が協定を結び、ABCP の償還の猶予期間を設けて債務不履行の発生を防ぎ、当面は倒産手続の開始による資産価値の暴落を回避して、その間に ABCP 市場の再建策を協議することとなりました。

そして、かかる協議の結果、2008年3月17日に企業債権者調整法<sup>5</sup>に基づき、債務不履行を免れないと判断された Metcalfe 社の再建手続がオンタリオ州上級裁判所<sup>6</sup>に申し立てられ、6月5日には圧倒的多数の債権者の支持を得て同社の再建計画が可決されて裁判所もこれを承認しました。この再建計画では、Metcalfe 社以外の ABCP 発行会社の証券償還の負担も大幅に免除されて緩和され、更に発行済みの ABCP から派生する債権債務に関連した訴訟もほぼ全面的に禁止されることとなりました<sup>7</sup>。

続いて、かかる再建計画の効力、特に ABCP から派生する債務の免除並びに当該債務に関連する訴訟等の中止及び禁止命令の効果をアメリカでも有効に生じさせるため、2009年11月10日にニューヨーク州倒産裁判所に対

<sup>5</sup> 日本では民事再生又は会社更生、アメリカではチャプター11に類似する、再建型の倒産手続を規定する法律です (Companies' Creditor Arrangement Act)。なお、日本の破産手続に相当する清算型手続につきましては、破産・支払不能法 (Bankruptcy and Insolvency Act) が別に規定しています。

<sup>6</sup> カナダの司法制度では、州・準州ごとに下級裁判所・上級裁判所・控訴裁判所がこの審級順に設けられ、各州の控訴裁判所及びこれらとは独立した系列の連邦裁判所があり、州控訴裁判所と連邦裁判所の共通の上訴審として連邦最高裁判所が置かれています。

<sup>7</sup> このような本来であれば手続に関与しない第三者についてまで再建計画の効力を拡張できるか、という点についてはオンタリオ州上級裁判所でも議論が交わされましたが、同計画が ABCP 市場の広範な関係者間での合意であることやカナダ経済への影響を考慮して、最終的には肯定されています。

し、Metcalfe 社のカナダでの再建手続について外国倒産手続としての承認を求めるチャプター15 手続の申立が行われるとともに、チャプター15 に基づく追加支援 (Additional assistance)<sup>8</sup> としてかかる債務免除並びに訴訟等の中止及び禁止命令の承認が請求されました。しかし、チャプター15 における外国倒産手続の承認は直ちに行われたものの、追加支援としての債務免除並びに訴訟等の中止及び禁止命令の承認の可否については慎重に審議されました。

Metcalfe 社は、かかる命令はチャプター11 手続で認められるものであるし、そうでなくても一般的な外国裁判承認の基準或いは礼讓の原則に照らして、アメリカでも外国裁判所の判決に準じて承認されるべきものであると主張しました。ニューヨーク州倒産裁判所はこれに対し、倒産債務者及びその債権者以外の第三者について倒産手続内で債務免除並びに訴訟の中止及び禁止命令を発するための要件に関してチャプター11 の裁判例の基準は確立していないが、その点の関連性は薄く、むしろ問題は外国裁判所の裁判としてアメリカでの承認基準を満たしているか否かにあると指摘した上で、結論としてチャプター15 における追加支援としてカナダの再建計画の一部である債務免除並びに訴訟の中止及び禁止命令を承認しました。

ここでの倒産裁判所の判断の過程で重視されたのは、カナダでの再建手続に全ての債権者が関与していたこと、カナダの関連法令がアメリカ法の基礎的な要求を満たしていたこと、追加支援については裁判所の裁量が広いこと等であり、これらが外国裁判承認の基準と礼讓の原則に照らして考慮され、カナダでの再建計画の一部の命令がアメリカの倒産裁判所により承認されたのです。これは、形式的にはニューヨーク州倒産裁判所が自ら行った判断ですが、実質的にはカナダの倒産裁判所で承認された再建計画の一部につき、外国裁判所の判決に準じて承認を行ったものと言えます。

<sup>8</sup> 米国連邦倒産法 1507 条では、手続関係者の利害関係が不当に調整されないこと等の一定の要件の下で、倒産裁判所が“Additional assistance”として、外国倒産手続の管財人に相当する者の請求に応じてアメリカ法に基づく各種の処分を行うことができると規定されています。

## 国際倒産案件における礼讓の重要性（その2）

前稿ではニューヨーク州倒産裁判所が、事実上、外国裁判所の判断を承認した事例をご紹介しました。本稿では、同倒産裁判所が英国法を準拠法とする契約の解釈について判断した英国裁判所の裁判を承認しなかった事案 (Lehman Brothers Holdings, Inc., 事件)<sup>9</sup> をご紹介いたします<sup>10</sup>。

事案は概要以下のようなものです。Lehman Brothers Holdings, Inc., (以下「LBHI」) の子会社の一つである Lehman Brothers Special Financing, Inc. (以下「LBSF」) は、投資家に対してクレジットリンク債を発行している特別目的会社とスワップ契約を締結していました。特別目的会社は投資家から集めた資金で資産を購入し、これを Bank of New York (以下「BNY」) に信託する一方、LBSF とスワップ契約等<sup>11</sup> を締結し、LBSF が BNY に定期的な支払をすること、反対に LBSF は特別目的会社が BNY に信託した資産からの収益を投資家に優先して取得することができること等を合意しました。同時に、両社は、LBSF や LBHI の倒産申立、LBSF の支払不履行等一定の事由が生じた場合、資産からの収益配当の優先順位を変更し、投資家が LBSF に優先するという優先権変更の合意もしていました。

英国裁判所は、この優先権変更の合意を有効と判断し、LBHI がチャプター11 の申立をした 2008 年 9 月 15 日に優先権が変更したとの判決を出しました。

これに対し、LBSF はニューヨーク州倒産裁判所に訴えを提起し、優先権変更の合意は米国連邦倒産法 365 条

<sup>9</sup> *Lehman Brothers Special Financing, Inc. v. BNY Corporate Trustee Services, Ltd. (In re Lehman Brothers Holding, Inc.)*, 422 B.R. 407 (Bankr. S.D.N.Y.2010)

<sup>10</sup> なお、以下に述べるとおり、本件における主要な論点は、英国裁判所が米国倒産法上の重要な規定に直接反する可能性を有するような契約解釈の判断をした場合に、米国裁判所は礼讓の理念に基づきこの判断を承認すべきか否かという点であり、この点に関する判断が前稿と本稿との結論を分けたと考えられます。

<sup>11</sup> Principal Trust Deed 及び Supplemental Trust Deed が締結され、ここで資産からの収益の配当方法が合意されています。

(e)(1)及び 541 条(c)(1)(B)<sup>12</sup>に基づき執行不能であると主張しました。

ニューヨーク州倒産裁判所は、同裁判所が外国裁判所の判断を承認する義務を負うものではなく、礼譲に基づき外国裁判所の判断に既判力の効果を与えることができるにとどまると述べた上で、外国裁判所の判断の承認が米国の公序や利益に反するような場合にまで外国裁判所の判断の承認の範囲を拡張しなければならないものではないと判じました。さらに、Peck 判事は、米国は、とりわけ米国倒産法上の関連規定が外国法の適用により与えられる保護よりもはるかに大きな保護（債務者に）与えているような場合、米国倒産法により問題が解決されることに大きな利害関係があると述べました。

その上で、双方未履行双務契約に該当する優先権変更の合意に基づく優先権変更が有効であるためには一定の行為が必要であるところ、本件では優先権変更に必要な行為の多くが LBSF の倒産保護申立後に行われたか未だに行われていないとして、優先権変更の効力は未だ生じ

<sup>12</sup> 365 条(e)は、概要、倒産手続開始後においては、倒産申立等を条件として契約の変更等が可能である旨の合意があったとしても効力を有しないという趣旨の規定、541 条(c)(1)(B)は、手続開始時における債務者の資産は、債務者の経済状況等を条件とする変更等の合意がある場合であっても、破産財団に組み入れられるという趣旨の規定です。

ていないと判断しました。更に、同裁判所は、365 条(e)(1)及び 541 条(c)(1)(B)にいう「倒産手続開始」は、必ずしも債務者のそれに限定されていないと述べ、LBHI、LBSF 及びその他の関連会社間の関係は「統合企業」といべきものであり、通常一つの関連企業の経営状況はその他の関連企業に影響を及ぼすところ、本件においては究極の親会社である LBHI の手続開始時をもって 365 条(e)(1)及び 541 条(c)(1)(B)にいう「倒産手続開始」時に該当すると判断すべきとして、その後生じた優先権変更の効力を否定しました。

前稿の Metcalfe 事件と本稿の Lehman Brothers Holdings, Inc.事件とで、倒産裁判所は外国裁判所の判断の承認につき異なる結論を出しています。米国法と外国法とが競合する場合、倒産裁判所は当該紛争において米国法を適用しようとする強い要請と、外国及び外国裁判所において適正に認められた解決を尊重するという重要な国際原則とのバランスをとることが必要になりますが、両事件において異なる結論が出たことは、それがいかに難しいかを物語るものです。

カナダの裁判所の判断を外国裁判承認の基準と礼譲の原則に照らして承認した Metcalfe 事件の判断は、これまでの判断に照らして驚くべきものではありません。しかし、債務者の権利喪失を防止することを意図した米国破産法における重要な規定に直接反する可能性を有するとして英国裁判所の判断の承認を否定した Lehman Brothers Holdings, Inc.事件における倒産裁判所の判断の当否等については、将来の議論が待たれるところです。

#### 《シリーズ中国倒産法》

### 現在の中国破産法の立法背景と導入について

破産は、1949 年の中華人民共和国の建国以降、1980 年代において市場経済を受け入れ始めるまでは問題ではありませんでした。その時代の経済は国有企業によって支配されており、国有企業の損失のほとんどは国家からの補助金の支給により簡単に埋め合わされていました。最初の破産法（以下「1986 年破産法」）が採択されたのは、1986 年になってからのことでした。1986 年破産法は、国有企業にのみ適用されました。1986 年破産法の主たる目的は、倒産状態にある国有企業を解体し、効率性を高めることにありました。そして、1991 年 4 月には、中国の民事訴訟法が改正され、1986 年破産法を補充するために破産関連の条項（以下「1991 年破産条項」）が盛り込まれました。その結果、私営企業も、1991 年破産条項に基づいて破産手続の申立をすることが許されるようになりました。しかし、政府機関の過剰な介入や債権者の権利の保護が不十分といった問題は残されたままでした。加えて、いくつかの地方における破産規則があり、それが法制度を不必要に複雑なものとしてもいました。

破産の申立は、1991 年破産条項の後も依然として珍しいことでした。裁判所は、1989 年に 98

件、1990年に32件、1991年に117件、そして、1992年に428件の申立を受理しました。

新たな国の破産法の草案作成には、約12年を要しました。政府は、1994年に新たな国の破産法の起案を試み、最初の草案は、1995年に完成しました。この草案は1998年に書き直され、最終的に2006年8月27日に新たな企業破産法（以下「2006年破産法」）が公布され、2007年6月1日に施行されるまでに、その後に何回も書き直されました。この間、多くの国有企業が1986年破産法の制度の下で倒産しました。1994年から2004年の間に、3,484もの国有企業が破産し、その負債総額は285億米ドルにもなり、国営銀行による債権放棄が行なわれました。これらの案件の全てが関係機関や起草者において破産手続に関する知識と経験を集積し、共通の課題を特定することに役立ちました。

2006年破産法は、適用対象が非常に広く、他国（特に米国）の現代的な破産法に非常に近い内容となっています。新法は、例えば独資企業（WFOE）や合資企業（JV）のような外商独資企業を含む、全ての法的主体に適用されますが、個人には適用されません。

2006年破産法は、債務者が弁済期にその債務を返済できないことを条件に、一債権者でも破産手続を開始することができること、そして、かかる手続は独資企業や合資企業を含む全ての法的主体に対して開始できることを定めています。従って、中国では破産手続の申立の敷居は、債権者にとって非常に低いといえます。対照的に、債務者は、(a)債務者が弁済期にその債務を返済できないこと及び(b)(i)債務者の資産がその債務の全てを返済するには不十分であること又は(ii)債務者が明らかに債務を支払うことができないことのいずれかの場合にのみ、破産手続を申立てることができます。破産手続の申立がなされた後、裁判所は、所定の法定期限内でかかる申立を認めるか否かを判断することになります。

2006年破産法は、三つの異なるタイプの破産手続を定めています。清算、更生及び和解です。債務者は三つのうちどの手続も申し立てることができますが、債権者は債務者の更生か清算のみ申し立てることができます。清算と更生は、米国倒産法に基づく破産及び再生手続と非常に似ています。和解は、裁判所が正式に清算又は更生手続を開始する前に、破産手続を解消させる最初の機会を債務者に与えるという、中国における独特な手続です。破産申立が裁判所によって認められる前であれば、債務者は、和解案を審査のために裁判所に提出することを条件として、和解手続に進むことができます。和解の効力を生じさせるためには、裁判所の承認に加えて、和解案が債権者集会において、会議に出席した50%超の債権者で、未払債務の合計の3分の2以上を有する債権者により承認されなければなりません。

2006年破産法が2007年に施行されてから、裁判所は毎年約3000件もの破産の申立を受理しています（2008年は3139件、2009年は3000件以上）。2006年破産法が施行されたため、東星航空、中国金属及び三鹿集団を含む多くの巨大企業が既にこの制度を試みています。しかし、2006年破産法は、まだ施行間もなく、多くの事項が不明確であり、時間と実務とともに進化していくでしょう。

(Jones Day 上海事務所 弁護士 張寧／翻訳：Jones Day 東京事務所)

#### 外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号 神谷町プライムプレイス

電話 03-3433-3939

FAX 03-5401-2725

WWW.JONESDAY.COM

#### 世界各国のジョーンズ・デイのオフィス

アーバイン	アトランタ	クリーブランド	コロンバス	サンディエゴ
サンフランシスコ	シカゴ	シリコンヴァレー	ダラス	ニューヨーク
ピッツバーグ	ヒューストン	ロサンゼルス	ワシントン	メキシコシティ
フランクフルト	ブリュッセル	マドリード	ミュンヘン	パリ
ミラノ	ロンドン	モスクワ	ドバイ	シドニー
シンガポール	上海	台北	東京	ニューデリー
香港	北京			

編集責任者： 弁護士 佐藤 りか (rsato@jonesday.com)  
                  弁護士 森 雄一郎 (ymori@jonesday.com)  
編集者： 弁護士 棚澤 高志 (tanazawa@jonesday.com)  
           弁護士 菊山 葉子 (ykikuyama@jonesday.com)  
           弁護士 難波 浩祐 (knamba@jonesday.com)  
           弁護士 広重 隆司 (thiroshige@jonesday.com)  
           弁護士 大平 勇介 (yohira@jonesday.com)

本ニュースレターに含まれる情報は、特定の事実や事情に関する弁護士の法的なアドバイスではないことをご留意ください。本ニュースレターは著作権による保護の対象となります。弊事務所の事前の許可なく複製、転載、変更、翻案、翻訳、再配布等することはできませんのでご注意ください。本ニュースレターを使用することによって生じ得るいかなる損失に対しても弊事務所は責任を負いません。